2014



Contents

2015年1月24日発行 第22号

★巻頭言 「人権て何だろう」 横浜弁護士	会会長	小	野	毅	'	2頁	
特集「憲法が育んできた戦後民主主義の危機」							
★「私が憲法について語るなら」	・委員	櫻	井	みぎわ	;	3頁	
★「憲法問題Q&A」·······························憲法問題対策本語	部委員	海	渡	双葉	{	5頁	
★「たちかぜ」いじめ自殺事件と特定秘密保護法	· 会員	岡	\boxplus	尚	{	8頁	
★「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会の方々に聞く					1	4頁	
★山木屋原発自死事件判決について	· 会員	向	Ш	純 平	1	9頁	
★人権擁護委員会活動報告 横浜弁護士会人権擁護委員会	 委員長	佐	藤	昌樹	2	2頁	

巻頭言

人権て何だろう

横浜弁護士会 会長 小 野 毅



「人権」ということを考えるとき、私には二つの 強烈な記憶というか思い出がある。

一つは、もう25年も前のことになる。1989年10 月31日夜、坂本弁護士を訪れたオウム真理教の上祐 氏が、帰り際に坂本弁護士に対して、「信教の自由が ある」と言ったのに対して、坂本弁護士が「人を不 幸にする自由はない」と言っていたことだ。オウム 真理教による坂本弁護士一家殺害事件のわずか3日 前のこと、私の目の前で行われたこの緊迫したやり とりは、以後ずっとオウム真理教による被害を扱い 続ける原点だ。「信教の自由」というものは、ずっと 私たちの反対運動の大きな壁として障害であり続け てきた。私としては、ずっと「宗教批判の自由」も 信教の自由の一つではないかと考えていたが、オウ ムを批判することは宗教弾圧ではないかと批判され 続けてきた。さらに、宗教団体の問題行動の取締を 関係機関へ要請し続けてきたが、信教の自由が大き な壁となっていた。信教の自由には、内心の側面と 宗教活動の側面があり、宗教活動の側面については 社会的規制にかかるはずと理解してきたが、オウム 真理教に対する強制捜査が行われるまでは、信教の 自由を振りかざすオウム真理教にはなかなか手を出 すことはできなかったし、それ以降の被害者の救済 の場面であっても大きな障害であり続けている。「人 を不幸にする自由はない」という坂本弁護士の言葉 は、人権とは何かを考えるとき、重い問題を投げか けている。

もう一つの記憶は、犯罪被害者に対する支援ということが言われ始めた頃、およそ15年ほど前のことだろうか。私が日弁連で「犯罪被害者基本法要綱案」の作成に携わっていた時のことだ。その中で、刑事・人権関係のいくつかの委員会との懇談会を持ったのだが、その席上、「犯罪被害者のことは人権ではない」と言われたことがある。人権とは、公権力との

対抗関係の中でとらえるべきものであって、犯罪被害者の陥っている状況は、そういった権力との対抗関係の中のものではないというのであった。

確かに、基本的人権という概念は、まさに公権力との対抗関係の中で発展してきたものなので、一面としてはそのとおりだ。しかし、一方で人権という概念はもっともっと発展してきており、対公権力という側面だけでなく、私人間でもお互いに尊重すべきものとして考えられてきているのではないだろうか。

犯罪被害者の場合、公権力との関係でも証拠資料の一つとしてではなく人として尊重されるべきだという側面があり、その頃の一般的理解が浅かったという面はある。しかし、それ以上に、マスコミや社会一般に対しても人として尊重され、様々な権利を認めるべきということは、社会に浸透しつつあるところだ。このように「人権」というものは少しずつ生成発展していくものだと思う。

最近、人権を主張する声に対抗する反対勢力の言動も大きくなってきている傾向が見られる。その結果、大きく意見が割れる場合もある。このようなとき、公的機関が中立性を理由として、イベントへの参加などの「場」の提供を拒否することも出てきている。しかし、人権が生成中であったり、社会情勢の変化によって発展していくものであることを考えたとき、反対意見があることをもって場の提供すら拒否するのはどうかと思う。それは発展中の人権についての否定となるのではなかろうか。人権として議論のある場合であっても場を提供して、もし反対者から場の提供を要求されればその意見も提供することこそが中立性というものではないだろうか。生成中の人権ということについてもっと敏感であるべきと考えるのは私だけだろうか。

特集

憲法が育んできた戦後民主主義の危機

私が憲法について語るなら ~高橋哲哉さん・浜矩子さん・ 香山リカさんの各講演を振り返る~

委 員 **櫻** 井 みぎわ



2014年に横浜弁護士会で開催した3つの憲法シンポジウム「高橋哲哉さんと考える集団的自衛権の何が問題か」(講師高橋哲哉さん4月21日)、「アベノミクスはどこへ行く安倍政権の『富国強兵政策』を問う」(講師浜矩子さん6月12日)、そして「精神科医の語る平和憲法」(講師香山リカさん10月17日)について振り返りたい。

横浜弁護士会では、2013年9月に上野千鶴子さん をお招きし、「どんな憲法がほしいのか 上野千鶴子 が自民党憲法改正草案を斬る」を開催したが、その 後、政府は、多くの国民の反対を押し切って、同年 12月6日に特定秘密保護法を強行採決し、同月17日 には、軍備拡大やアメリカとの軍事同盟強化をめざ す国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計 画を閣議決定した。また2014年4月1日には武器 輸出3原則も撤廃し、その後、安保法制懇の報告を 受け、7月1日には、憲法解釈の変更により集団的 自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。そし て、その閣議決定を踏まえ、まもなく、米軍へのグ ローバルな軍事協力を可能とする日米防衛協力のた めの指針(ガイドライン)の見直しもなされようとし ている。そして、2015年4月の統一地方選後には、 7月1日の閣議決定を踏まえた自衛隊法等の個別法 の改正が予定されている。

私たちの平和憲法はいま大きな危機に瀕しており、 憲法改正手続すら踏まずに、平和憲法の中身が変え られようとしている。

立憲主義という土台すら切り崩されつつあるという危機感の中、3つのシンポジウムは開催されているが、それぞれの専門の分野で第一線で活躍されているお三人の講師の方々の講演は、さまざまな角度から憲法に光を当て、私たちを励まし、その進むべ

き道を照らしてくれているように思う。 以下順にこれらの講演を簡単にご紹介する。

* * * * * * *

高橋哲哉さんは、講演の冒頭で、国家が私たちに何を求めてくるのかを考えたいという問題提起をされた。

いまの政府は、自民党憲法改正草案が示すとおり、 日本国憲法とはまったく別の国のありようを目指している。それは、天皇を元首として戴き、天賦人権 説を否定し、戦争ができる国に変えようというものである。

戦争をする国では戦死者が出る。なんのために人が死んだのかという問いに対する答えが必要であり、 高橋さんは、まさに靖国神社こそが、人の死という 悲しみを、国家のための犠牲という栄誉へとすり替える装置であり、これを「感情の錬金術」であると 表現された。

講演では、この「感情の錬金術」のからくりを端的に示す資料として雑誌「主婦之友」(昭和19年1月号)の記事が紹介され、また大変貴重な、陸軍省監修の映画「靖国神社」(昭和14年)が上映されたことも特記しておきたい。

さらに、高橋さんは、デンマーク軍人の案だとい



う戦争絶滅請合法案も紹介された。その法案とは、 戦争開始後、10時間以内に、国家元首、16歳以上 の国家元首の男性親族、国務大臣、戦争に反対しな かった国会議員及び宗教者らを最下級の兵卒として 戦争の最前線に送るという内容である。高橋さんは、 この法案こそが戦争をする国の構造を如実に示すも のだと述べられた。

今こそ、武力行使ではなく、外交努力を積み重ね、 平和憲法を守っていかなければならないという高橋 さんの信念は、長年、靖国問題、慰安婦問題、教育 問題等に取り組んでこられた中で生み出されている。 私たちは静かで情熱的な高橋さんの言葉の中にこそ 希望を見いだすことができるのだ。

経済学者である浜矩子さんは、そもそも経済というものは人間が幸せになるための営みのはずであるにもかかわらず、アベノミクスでは、労働の生産性をいかに上げるかのみが目標とされ、「人間」が不在である、と厳しく指摘した。アベノミクスの3本目の矢である成長戦略とは、世界制覇戦略であり、安倍政権が目指しているのは、「富国強兵政策」にほかならないという。

「富国強兵政策」とは、自分さえよければよいという世界観であり、一つの国がその世界観を取り入れれば、グローバル社会においては、それは瞬く間に各国に拡がり、その結果、世界が行き着くのは、1930年代を振り返れば分かるとおり、戦争であるという。



浜さんは、私たちがこの「富国強兵政策」を拒否 していくためには、掲げるべき合言葉と目指すべき場

所を確認することが大切であり、掲げるべき合言葉は、「シェアからシェアへ」、目指すべき場所は、「多様性と包摂性の出会う場所」であると述べられた。

「シェアからシェアへ」というのは、市場占有率 (奪い合い)を意味する「シェア」から、分かち合い を意味する「シェア」へと発想を転換するということだ。

そして、「多様性と包摂性の出会う場所」とはどこかについて、浜さんは、諸国民の協和とすべての個人の尊重を謳う日本国憲法が指し示す場所こそがそこであるという感動的な締めくくりをしてくださった。

香山さんの講演は、集団的自衛権を容認し、日本 を戦争が出来る国へと変えようとしている安倍政権 を支持している私たち国民の意識を分析するという 精神科医ならではの内容であった。

香山さんは、バブル崩壊後の経済の衰退、自殺者の増加、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件等まで遡って様々な出来事を丁寧に振り返り、その頃から徐々に、私たちは、長い間信じてきた「日本は豊かで安全な国」という自信を失いつつあり、いまや不安や閉塞感が広く社会を覆っているのではないかと分析された。

フロイトによれば、恐怖や不安に直面した人間には、無意識のうちにそれを回避して、別のものに投影し、それを攻撃することで恐怖や不安を和らげるという心の防衛メカニズムが働くという。

私たちの社会は、今日中国や北朝鮮に対して過剰なまでの危機感を募らせ、ヘイトスピーチなどの嫌韓・嫌中の空気が満ちている。また、慰安婦報道をめぐる朝日新聞に対しても「売国奴」や「非国民」などというバッシングがなされたり、報道に関わった元記者が勤める大学にまで脅迫文が送りつけられるような不気味な現実がある。

香山さんは、そのような中でいまや不安に囚われ た人々の攻撃対象が日本国憲法にまで及んでいるの ではないかという懸念を示された。

いうまでもなく、心の防衛メカニズムは問題のすり替えでしかなく、これによって問題は何一つ解決しない。私たちは何かのせいにするのではなく、国内に抱える様々な問題に一つ一つ真正面から対処し

ていくしかないということ、そしてその中でこそき ちんと憲法にも向き合えるのだということに改めて 気付かされた。



* * * * * * *

いま、政府は、私たちに、どんな国を望むのか、 そしてどんな憲法が欲しいのか、という問いを突き つけている。私たちは主権者としてそれに答えなけ ればならない。

これら3つの講演は、答えにたどりつく貴重な手がかりを与えてくれるものである。

「学びて思わざれば則ち阅し、思いて学ばざれば 則ち発う」という論語の言葉を思い出す。

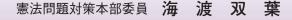
私たちは、学びかつ考え続けることで、一人一人が問いに対する自分自身の答えを見つけることができるのだと思う。 (2014/12/14記)

特集

憲法が育んできた戦後民主主義の危機

憲法問題Q&A

~秘密保護法と集団的自衛権~





第1 特定秘密保護法について

Q1. 秘密保護法って何?

A 1. 特定秘密保護法(以下「秘密保護法」と言います。)は、2013年12月6日に成立し、2014年12月10日に施行されました。この法律は、①国の安全保障に関する情報について、「特定秘密」に指定する、②特定秘密を取り扱う者を制限するために、「適性評価制度」を導入する、③特定秘密を漏えいした者や特定秘密を取得した者を、厳しく処罰するという、3つの柱によって成り立っています。

Q 2. どういう情報が「特定秘密」に指定されるの?

A 2. ここがはっきりしないのです。法律の別表により4類型が規定されていますが、第1号(防衛)では自衛隊に関する情報のほとんどが網羅的に挙げられています。第2号(外交)では「安全保障」の範囲があいまいです。第3号(特定有害活動の防

止)では、「特定有害活動」の定義があいまいで、 「我が国の安全保障に支障を与えるおそれがある情 報を取得するための活動」「その他の活動」が何を 指すのか不明です。第4号(テロリズムの防止)で も「テロリズム」の定義が明確ではなく、「国家若 しくは他人にこれ(主義主張)を強要」「重要な施設 その他の物を破壊するための活動」などは拡大解 釈が可能です。この他、公になっていないことと、 「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与 えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要 である」ことも要件とされていますが、これで絞 り込みをかけていけるか疑問です。このように規 定があいまいなので、恣意的に秘密指定すること が可能であり、都合の良いように情報隠蔽するこ とを防ぐ手立てがないことが問題です。特に、国 際的基準である「ツワネ原則」にある「何を秘密 にしてはいけないか」という視点が、秘密保護法 には欠けています。

(注)「ツワネ原則」とは、世界70か国以上の多数 の専門家が2年以上の協議を経て作成し、南 アフリカの都市ツワネで採択された、国家安 全保障と知る権利を調整する国際原則のこと です。

Q 3. 誰が秘密指定をするの?

A 3. 「行政機関の長」ということになっていますが、 現実には官僚です。法案審議の際の政府の話によ ると、40万件もの秘密指定をするということです から、大臣等がひとつひとつチェックして指定す るとは考え難いと言わざるを得ません。

Q 4. 秘密指定の期間は?

A 4. 秘密保護法では、まず5年以内と規定されています。しかし、これを30年まで繰り返し期間を延長でき、さらに60年まで延長できます。一部の情報についてはこの60年の期間制限さえも適用がありません。このように指定の有効期間を延長し続ければ指定が恒久化してしまいます。しかも、長期にわたり秘密指定されていると、公文書管理法上の保存期間が満了して廃棄されるおそれもあります。

Q 5. 適性評価制度では何を調べるの?

A 5. 秘密を取り扱う国家公務員や民間人について、本人の①特定有害活動・テロリズムとの関係(家族の国籍等)、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いに関する非違の経歴、④薬物の濫用・影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態や経済的な状況など、センシティブな個人情報についても調べることになっており、プライバシー侵害が生じるおそれが高いのです。公私の団体に照会されることもあります。調査対象は、本人だけでなく、配偶者、父母、子など広範囲に及ぶとされています。

Q 6. どういう罰則があるの?

A 6. 取扱者が秘密を漏らしたときは、10年以下の 懲役と1千万円以下の罰金という刑罰を受けます。 未遂でも同様です。過失による漏えいでも、2年 以下の懲役又は50万円以下の罰金です。秘密を取 得する側も処罰の対象であり、「人を欺き」「施設 への侵入」「不正アクセス行為」などの例示はある ものの、「その他の特定秘密を保有する者の管理を 害する行為」という形で行為類型が拡大解釈でき るようになっています。取得罪も、10年以下の懲役と1千万円以下の罰金であり、未遂犯も処罰対象です。しかも、この法律では、共謀、独立教唆、扇動という、現実に正犯による秘密取得のための働きかけがおこなわれる前の段階でも、犯罪が成立します。このように処罰範囲が極めて広く、しかも厳罰に処する点は、この法律の最も危険なところです。

Q 7. 第三者機関がチェックするから運用の適正は 担保されるのでは?

A7. 法案審議の際に世論での反対の声が高まり、 政府は、いくつかの「第三者機関」を作りました。 しかし、残念ながら、実効的な権限及び公正性と 独立性を兼ね備えた「第三者機関」はないと言わ ざるを得ません。まず、「情報保全諮問会議」は外 部の第三者によって構成されていますが、運用基 準の策定の際に有識者の意見を聴く等のためのも ので、秘密指定の内容のチェック機能はありませ ん。「保全監視委員会」は内閣官房、「独立公文書 管理監」と「情報保全監察室」は内閣府に設置さ れ、いずれも官僚で構成される予定ということで あり、まさに当事者の機関と言えます。公正性と 独立性のある「第三者機関」とは言えません。特 に、肝心の「独立公文書管理監」は1名しか置か れない上、秘密自体の提出を受けるわけではなく、 資料提出の要求をしても行政機関は安全保障を理 由に提出を拒めます。また、国会内に「情報監視 審査会」が設置されることになりましたが、行政 機関から管理簿を受け取るに過ぎず、秘密自体の 提出要求に対して行政機関は拒むことができ、審 **杳会が是正勧告を出しても強制力はありません。**

Q 8. 秘密保護法は本当に必要?

A 8. 必要ではありません。秘密保護法は立法事実(立法の根拠となる事実)の弱さも特徴的です。審議過程で、安倍首相は過去15年間の公務員による情報漏えい事件が5件あると述べましたが、1件が懲役10月の実刑、1件が懲役2年6月・執行猶予4年で、ほか3件は不起訴であり、現行法で十分に対応できていました。それにもかかわらず、なぜ懲役10年以下という厳罰が必要なのか。実は、2011年段階で内閣法制局も立法事実の弱さを

指摘していたほどです。

第2 集団的自衛権について

Q 9. 集団的自衛権って何?

A 9. 政府解釈によれば、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」です。ここで重要なのは、自国は武力攻撃を受けていないということです。これまで政府は、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

Q10. これまでに行使された集団的自衛権の具体例は?

A10. 例えば、1960年代に始まったベトナム戦争は、南ベトナム政権からの要請があったとして、米国が集団的自衛権を理由に軍事介入したものです。また、1990年の湾岸戦争では、イラクのクェート侵攻に対し、米国や英国などからなる多国籍軍が集団的自衛権を行使してイラクを攻撃しました。2001年に始まったアフガニスタン紛争では、米国に対する9・11の同時多発テロに対し、英国やカナダが集団的自衛権を理由にアフガニスタンを武力攻撃しました。いずれの戦争も、多くの人命を犠牲にし、泥沼のような憎しみの連鎖を生み出しました。「集団的自衛権の行使」は、大国が武力行使を正当化するための口実となっているのが現実です。

Q11. 東アジアでの緊張が高まっている今、集団的 自衛権行使を容認することは抑止力になるのでは?

A11. 軍備に対して軍備で応えようとするのは、憲法の平和主義に反するばかりでなく、軍拡競争を引き起こすだけです。日本が集団的自衛権行使を容認し、防衛に重きを置いたものではなく攻撃性・侵略性の高い武器を揃えて軍備を拡大することは、周辺国の危機感を募らせ、かえって緊張を高めることにつながることになりかねません。互いに経済的な交流も深い国際社会においては、地道に外交と対話を積み重ねて平和を実現していくというのが、最も現実的な方法ではないでしょうか。

Q12. もし、2003年のイラク攻撃の時に、集団的 自衛権の行使が可能であるとの立場に日本政府が 立ち、米国が日本に対して、イラク攻撃に参加す るよう求めていたら、日本はどうしたか?

A12. 個々の局面でどのような判断が行われていたかはわかりませんが、当時は、アメリカ政府が、イラクが大量破壊兵器を保有しており、極めて差し迫った脅威であるなどと強弁して(実際には大量破壊兵器も見つからず、攻撃前にはそのような情報もなかったことが後になって判明しています)イラク攻撃を正当化していましたから、集団的自衛権の行使が可能という立場に立てば、同盟国であるアメリカからの要請に従ってイラク攻撃に参加していた可能性は高かったでしょう。しかし、実際には、大量破壊兵器は存在せず、およそ大義のない戦争行為だったわけです。大国の思惑に引き摺られて紛争に巻き込まれてしまう危険性を高めるのが集団的自衛権行使容認の最大の問題点であるともいえます。



憲法が育んできた戦後民主主義の危機

たちかぜいじめ自殺事件と 特定秘密保護法



会員岡田 尚

たちかぜいじめ自殺事件とは

司会(以下「S」) 今日はお忙しい中、お時間を作っていただき、どうもありがとうございます。今日は、岡田先生が代理人を務め、今年、東京高裁で画期的な判決が出て確定した「たちかぜいじめ自殺事件」について、いろいろなお話をうかがいたいと思います。

まず、はじめに「たちかぜいじめ自殺事件」とは、どのような事件であったか、簡単にご紹介いただけますか?

- 岡田(以下「O」) ごく簡潔に紹介すれば、海上自衛隊に入り、護衛艦たちかぜに乗り組んでいた21歳の青年が、遺書を残して電車のホームから線路に飛び込んで自殺をしたという事件です。
- **S** 亡くなった青年は、どんな青年だったのでしょうか?
- O ここではその青年のことをA君と呼ばせてもらいますが、高校時代はずっとバレーボールに打ち込み、さらに、カナダにホームステイ留学をしたりするという頑張り屋の青年です。音楽はGLAYが好きだと聞いています。彼は、何か人の役に立てる仕事をしたいと思っていたそうで、ある時、テレビで災害救助のために活動する自衛隊のニュースを見て、自衛隊に入隊したいと考えるようになったそうです。
- S 入隊してどのくらい経って自殺をしたのですか?
- O 入隊すると、最初に4ヶ月くらい訓練を受け、 それから、あちこちに配属されるわけです。彼の場合は、護衛艦たちかぜに配属されました。彼が自殺したのは、それからわずか10か月後のことだったのです。
- S その自殺の原因がいじめなのですか?

- **O** そうです。そのことは彼の残した遺書にも実名 入りではっきり書かれています。
- S 具体的にはどのようないじめがあったのですか?
- O まず、かなりひどい恐喝行為があったことは明らかです。その名指しした先輩の自衛官の行為を「悪徳商法」と表現していますから。ですが、個々の恐喝行為の具体的な内容を指摘したものではないので、正確な実態は不明です。ただ、あとで分かることですが、電動ガン、ガスガンで、至近距離から狙い撃ちにするというような行為が繰り返されていたことは間違いないはずです。また、A 君の預金が短期間で無くなっており、自殺時点ではかなりの借金までしていますから、悪徳商法というのも、実際はゆすりたかりの類で、それが執拗に繰り返されていたようです。
- **S** なぜ、いじめの実態が明らかにならなかったのですか?
- O これも後で詳しく触れますが、国は、いじめの 実態を把握できていたのに、その情報を隠して、 いじめの実態を矮小化しようとしました。そして、 A君の名誉を傷つけるような主張を行うのです。 ところが、A君はすでに死亡しています。遺書は あるものの、それ以外の裏付けとなるような証拠 がないのです。だから、その実態は想像はできる ものの、なかなか明らかにはなりませんでした。
- S A君は、そういった裏付けとなるようなものを何も残していなかったのですか?
- O 実は、A君が自殺した直後、自衛隊が、A君の アパートを訪れ、室内に入っています。それは大 家さんから確認しています。そこで何か家探しを した可能性は否定できないですね。いずれにして も、アパートには、裏付となりそうなものは何も 残っていなかったのです。

- S それだと、自衛隊が、いち早く、組織防衛に動いたということになるのですか?
- O 私はその可能性があると考えています。この事件のその後の裁判の展開なんかからすると、当然、そのくらいはやりかねないのではないかと思っています。実は、A君も、自分が自殺すると、アパートに遺書を残しても、人目に触れることなくうやむやになると思って、駅のホームに遺書を置いた可能性もあると思っています。まあ、このあたりは、憶測にすぎませんが。

裁判になるまでのこと

- **S** ご遺族からの依頼を引き受けられて、どう対応されたのですか?
- O 最初にご遺族から相談を受けた時、ご遺族は、 遺書があるのだから、当然、国の責任が問えると 思っておられるようでした。しかし、この種の事 件はそう容易なことでは、国の責任は認められな いことが多いので、しっかりとした証拠収集をし て準備を重ねようということになったのです。
- **S** 具体的には、どのような証拠収集ですか?
- O 何せ、基本的な情報を全部国側が抱え込んでいるわけだから、親御さんに個々の自衛官の人たちから聞き取りをしてもらい、情報公開請求をやりました。
- S 成果はあったんですか?
- O その時点では皆無に等しかったですね。もちろん、長い目で見れば、情報公開請求で情報の片鱗が出ていることがあとになって役に立ちましたが、情報公開請求に対する国の対応自体が、情報の隠ぺい以外の何物でもないのです。たとえば、あとで、いろんな意味で決め手になる、いじめに関する隊員へのアンケートですが、「破棄した」と回答して来たり、本件のいじめに関する情報を「国の安全に関する情報」だからという理由で公開を拒否して、真っ黒塗りの書面が出てくるのです。
- S それで、裁判に踏み切ったんですか?
- O いや、情報公開がだめなら、裁判所の証拠保全 手続で証拠を押さえようと考えたんだけれど、こ れまた、あっさり却下されました。国が証拠を隠

すはずがないという変てこな理由で。

- S でも、隠してたんですよね。
- **O** そう、隠してたんです(笑)。まあ、それで、本 訴を提起しました。



1審での闘いと判決

- **S** 一審では、どのような審理が繰り広げられたのですか?
- O 事件の基本は事実が何かですので、やはり、そこでも、いじめの事実関係がどのようなものであったか、そして、いじめというものが偶発的なものだったのか、より根深いものなのかということを明らかにする必要があると考えていました。そのために、私たちは文書提出命令を申し立て、その中で、先ほど、行われたこと自体がはっきりしている、いじめの実態把握のためのアンケートを出すよう求めたのです。
- S 出ましたか?
- ひ 出ません。出て来たのは、アンケートのフォーマットだけでした。行ったアンケートの原本も破棄しており、アンケート結果をまとめたものもないの一点張りでした。
- **S** そうすると、立証の点では相当苦労されたのですか?
- O いや、私たちは、それでも負けるとは考えていませんでした。いじめを苦にしての自殺であることは明らかであり、A君をいじめたB氏という人物が、ほかの隊員へのいじめで刑事事件となっていたこともあったし、情報公開請求や文書提出命令などである程度の証拠も入手できていたので。

- S でも一審判決は負けたんですよね。
- O 私たちとしては敗訴です。判決は、いじめがあったこと、いじめが国賠法上の不法行為にあたること、いじめのせいで自殺したことまでは認めたのですが、自衛隊側に自殺に関する予見可能性がなかったとして、損害賠償の範囲を自殺ではなく、いじめられたところまでしか認めなかったのです。
- S なんだかおかしな理屈ですね。いじめを苦にして自殺することは、いじめの程度にもよるのかもしれませんが、当然にあることじゃないんでしょうか?
- O 私たちも、「なんだ、この判決は?」と思いました。
- S 当然、控訴を決断されたんですよね。
- O そうですね。そこへ封書が届いたんです。

ある勇気ある内部告発

- **S** その封書というのはいつ届いたのですか?
- O 一審判決が出て1週間後でした。
- **S** そこには何が書いてあったのですか?
- O 封を切ってみると、中に、「私はたちかぜ裁判で 国側指定代理人でした。自衛隊側は原告側にいく つかの文書を『ない』と隠しています。相談した い」と書いてありました。
- **S** それは、まさに内部告発ですね。で、どうされ たんですか?
- 私は、最初、「ひょっとしたら国側のスパイかも しれない」とも考えました。ですが、いじめの実 態調査のアンケートをわざわざ破棄してしまうこ となんてありえないわけで、会ってみることにし ました。
- **S** 実際に会われてみてどうでしたか?
- O 信頼できる人物だと感じました。ここではC氏 と呼ばせてもらいますが、C氏の側も私を信頼し てくれたようでした。
- **S** そういった信頼関係はどうやって築かれたので すか?
- O 彼は、後で法廷でも述べるのですが、「遺族のためではなく、この告発は、自分が所属する自衛隊がこんなことをして許されるのかという思いから

行ったものだ」という心情を語ってくれていました。そうした彼の誠実な思いに、私も応えたいと思ったのです。彼は間違いなく職を賭して告発に踏み切ってくれている。だけれど、正義を実現しようとして勇気を振り絞ってくれた彼が懲戒等の不利益な扱いを受けることは絶対にあってはならない。だから、告発者の氏名が明らかにならないように配慮しなくてはと考え、そのように行動したのです。そうしたことの積み重ねはあったと思います。

- S 告発の内容はどのようなものだったのですか?
- O 彼は国側の指定代理人でしたから、第一審の裁判の準備の中で、国側がないと言い張っている「アンケート」を見ていたのです。ですから、会った時も、「アンケートを見ています」と話してくれていました。ほかにも、同僚隊員の供述調書でA君がいじめを苦にして死ぬと言っていたと記載されていたことや、あと、あきれるのが、裁判の打ち合わせの中で、国側の指定代理人が「データを消去しろ」と命令していたことなんかですね。彼としては、そういった国側の姿勢に強い憤りを感じたようです。

控訴審での戦い

- **S** そうした告発を受けて、控訴審ではどのような 戦い方をされたのですか?
- O 最初は、告発者の名前は明らかにしないで、国側に情報の開示、さらには裁判所に対しても文書提出命令かせめて勧告を出すように迫ったんです。でも国はおろか、裁判所すらも、まったく動こうとすらしない。そういった展開を見て、C氏が、実名で陳述書を書いてもいいと言ってくれた。それで、彼の陳述書を提出したが、やはり、裁判所は、文書提出の勧告もしないという対応だったのです。
- S 一審の代理人であった人物が、覚悟の告発をしているのに、なぜ裁判所はそういった及び腰の反応だったのでしょうか?
- O 裁判官にもよりますが、裁判官の中には、権力 に阿る人が少なからずいるし、特に国との争いで、

このような事なかれ主義的な対応をする人は残念 ながら多いのです。

- **S** で、どうされたのですか?
- O やむなく、国側が重要な情報を隠していること、 それについて内部告発がなされたことをメディア に取り上げてもらうことにしました。
- S 結果はどうだったのですか?
- O 2012年6月18日に記事になったのですが、その3日後に、海上幕僚長が突然記者会見で、「艦内生活実態アンケート190通がありました」と発表したんです。しかし、あくまで隠したことはないと否定していましたけどね。
- S でも隠してたんですよね。
- O そうです。最終的には、2013年9月4日になって、やっと「隠していたこと」を認めたんです。
- S 往生際が悪いというか、見苦しい限りですね。 で、出てきた証拠というのは、先ほどのアンケー トだけですか?
- O いえ、控訴審で、国側は、合計210もの証拠を 提出しています。中には、いじめの実態について 述べた供述調書やA君の話を聞いたという同僚の 人の供述調書なんかも含まれていました。
- S 先ほど、C氏の尋問のことを言われていましたが、実施されたんですよね。
- O そうです。C氏は尋問の中で、先ほどの発言に続いて、「公務員の使命は国民に尽くすことです。組織の誤りを正すことが私の真意です」と発言していますが、本当に彼の勇気や思いに感動しました。
- S 控訴審判決は、どのような内容だったのですか?
- O 一審で否定された自殺に対する予見可能性を肯定し、死に対する責任を認めました。そして、自衛隊による情報隠しがあったことも認定して、その点の責任も認めました。
- S 意義深い判決ですね。で、国側は上告を断念したんですよね。
- **O** 判決から3日後に、上告しないと発表し、そのまま確定しました。
- **S** ところで、C氏の内部告発に対して、不利益処分はなかったんですか?
- O 実は、彼に対しては、自衛隊が、控訴審の最中 に「職務上で得た文書のコピーを任務終了後も保



管していた」として懲戒処分の手続開始の通知を してきていたんです。

- **S** ひどい話だし、恐ろしい話ですね。で、それは 最終的にどうなったんですか?
- O 海上幕僚長が、上告断念を発表した時に、併せて、懲戒手続も中止すると発表し、懲戒は行われませんでした。
- S 当然のことですね。でも、いったん懲戒処分の 手続が開始されてしまうことだけでも、告発すべ きではないかと思う人に対しては強い圧力になり ますね。
- 0 そういった狙いもあったのかもしれませんね。

隊員によるいじめは 国家の安全に関する秘密なのか?

- S この事件では、事件そのもの、そして、その後 の裁判も含めた経過から学ぶべきものがいろいろ とあるように思うのですが、どのような感想をお 持ちですか?
- O まず、事件自体でいえば、A君の事件は、決して偶発的な事件ではなかったということです。A 君をいじめたB氏も、自分もいじめに遭っていたと述べていますし、相当に根深いものがあることは間違いないと思います。
- **S** 自衛隊という組織の特殊性ということはあった とお考えですか?

- O いじめ自体は、どういった組織でもあり得ることですが、自衛隊ならではの特殊性もあるように思います。自衛隊は実力部隊なので、上下の命令服従関係は通常の組織なんかに比べてより絶対的ですから。それが、純粋な職務のみにとどまらないこともまた当然だと思います。でも、いずれにしても、そこを変える必要があります。組織の中の人間の尊厳を守れないで、国民の命や尊厳を守ろうという意識が芽生えるとは思えないからです。
- **S** なるほど。では、次に、本件でこのような重要 な情報が隠ぺいされていたことについてはどうで しょうか?
- O まずは、自衛隊、そして、国側の徹底した情報 隠ぺいの姿勢ですね。たとえば、本件で驚くのは、 A君に対するいじめに関する情報が「国家の安全 に関する情報」であるとして公開を拒否されたことです。でも、実際に、私たちは、その情報その ものを見ることは出来ないので、それを検証、確 認することができない。さらに、内部告発で、アンケートなどの存在が明らかになって以降も、「知らぬ存ぜぬ」ですっとぼけ続ける。あげくは、裁判になって、国の指定代理人が廃棄を指示するわけです。
- **S** なぜ、そこまでして隠すのでしょうか?
- O もちろん、組織防衛というのはあるでしょう。 身内の不祥事を隠したいという動機によるものですが。しかし、それだけではないでしょう。自衛隊内部の情報を国民には知らせないとか、あるいは、国家と国民の関係を「知らしむべからず由らしむべし」という風に持って行きたいとか、そういったこともあるように思います。
- S 国民主権、民主主義の発想からは逆行するものですね。
- O そう思います。それと、今回の事件で、本当にがっかりしたのは、裁判所の対応ですね。証拠保全、文書提出命令と、ことごとく蹴飛ばして来た。元国側の指定代理人だったC氏が実名を明かして、具体的に「こういう文書がある。こういう文書を見た」と言っているのに、動こうとしないなんて、論外でしょう。真相究明のための勇気を持たない、まさに絶望の裁判所だと思いました。

- S 原発の運転差し止めでもそうですが、相手が国 となると本当に及び腰ですよね。
- O まったく、何のために裁判官になったのか、一体何を恐れているのかと言いたくなります。彼らが、普通の民事事件でやるべきと判断できるようなことをやってくれるだけで全然違うのにと思って、何度も口惜しい思いをしましたから。

特定秘密保護法が施行されたら

- S 今回は、C氏の勇気ある内部告発が大きく事態 を変えたと思うのですが、この点についてはどう ですか?
- O C氏の告発については、彼はいきなり私のとこ ろに連絡をしてきたわけじゃなくって、その前に、 内部の公益通報制度を利用する等しているのです が、そこでも「そんな情報はない」と虚偽の回答 しか出て来ないわけです。私のところに来たのは、 本当にぎりぎりの判断だったと思います。秘密漏 えいで、懲戒どころか刑事罰だってありうる、そ んな中で勇気を振り絞ってくれたのです。自分に は何の得にもならないのに。ご遺族も本当に感謝 していて、控訴審の判決確定後、海上幕僚長が来 た時にも、C氏に対して、人事上の不利益も与え ないようにと、それを強く願い出て、海上幕僚長 も同意してくれたそうです。そうした勇気ある内 部告発がなければ、真相の大部分は闇の中に葬ら れていたと思います。心から敬意を表したいと思っ ています。
- **S** 特定秘密保護法が成立し、施行されようとして いますが、これが施行されていたら、どうでした でしょうか?
- O 仮定の話ですから、彼については分かりませんが、特定秘密保護法が施行されたら、重罰化されるわけですから、内部告発者は非常に出にくくなることだけははっきりしています。それだけではなく、特定秘密保護法は、本当に危険な、権力側にとってだけ都合のいい悪法だと思います。
- **S** 具体的にはどういったことでしょうか?
- O 今の制度でも、「権力側が秘密であるといえば秘密であり、それがどんな情報なのかも、もちろん

秘密である」という対応がまかり通ってしまって いるわけです。実際、この事件でも、いじめに関 する情報が、国家の安全に関する情報であるとさ れていたことが明らかになりましたが、C氏の告 発がなければ、それを検証することは事実上不可 能だったのです。特定秘密保護法は、国家による 情報コントロールをさらに恣意的にし、重罰化し て、パワーアップしています。また、政府の運用 基準案によると、特定秘密の指定が誤っている場 合には、内部通報できるという制度を設けると言 っていますが、その際に特定秘密に触れると漏え いにあたるとされて実効性は期待できません。今 の内部通報制度でも、C氏の訴えは無視されたわ けですし、今度は、内部通報で刑事罰まであり得 るとなれば、誰もそんな制度を使うなんて考えな いでしょう。民主主義を守ろうという気があるな ら、情報をもっと積極的に公開し、内部告発が安 全に有効に機能するような仕組みを作るべきなの に、現状の不合理さを助長するような仕組みを作 ること自体、民主主義の否定につながるという危 惧が拭えません。

自衛隊と憲法9条

S 憲法9条と自衛隊の関係ということについての 考え方と、本件に取り組む上で、憲法9条と自衛 隊の関係についての考え方というのは影響があり ましたか?

- O 私自身は、自衛隊は軍隊ですから、憲法9条に 反する違憲の存在であることは明白だと考えてい ます。ただ、今回の事件に取り組む前から、私は、 自衛隊と9条ではなく、個々の自衛官と9条の関 係を考えるようになっていました。
- **S** それは具体的にはどういうことですか?
- O 9条に違反するといっても、現実に自衛隊は存 在するわけです。しかも強大な軍事力を誇るよう な存在になっています。その現実を国民が受け入 れてしまっている。それでも、9条があることに よって、日本の自衛隊は、海外で人を殺したりは してないのです。自衛官が戦闘地域に行かないで 済んでいるのは、9条があるからなのだと思いま す。今、安倍政権は、集団的自衛権を解釈改憲な どという、法律家からするとありえない論法で、 海外での戦闘行為への参加が可能となるように、 大きく政策を変更して来ています。まさに、自衛 隊を「人を殺す組織」にしようとしているわけで す。でも、A君は、災害救助に懸命に取り組む自 衛隊員を見て、自衛隊を志した。青臭いかもしれ ませんが、自衛隊を「人を殺す組織」ではなく、 「人を救う組織」にする必要があります。この裁判 も、そのための裁判だと思って取り組みました。 自衛隊が「人を救う組織」であるためには、組織 内部においても、個々の自衛隊員の尊厳が守られ なくてはならない、そう思っています。
- S 本日はどうもありがとうございました。



憲法が育んできた戦後民主主義の危機

インタビュー 「憲法 9 条にノーベル平和賞を」 実行委員会の方々に聞く

神奈川県在住の主婦の方の発案をきっかけに、憲法9条が2014年のノーベル平和賞の候補にノミネートされました。

惜しくも2014年の受賞は逃しましたが、これからもノーベル平和賞受賞に向けて活動を続けて行かれるとのことで、運動の継続と広がりが期待される状況になっています。

そこで、発案者である鷹巣直美さんと「憲法9条にノーベル平和賞を実行委員会」(以下「実行委員会」) のメンバーの方々からお話をうかがいました。

なぜこのような運動を始めたか?

- **司会**(以下S) このたびは、お忙しい中、お時間を作っていただき、どうもありがとうございました。まずは、鷹巣さんが、憲法9条にノーベル平和賞をということで活動を始められたきっかけはどのようなことだったのでしょうか?
- 鷹巣(以下T) 20代前半のころ、オーストラリアに 留学していた時、キリスト教の教会に通い始めた のですが、そこで、同世代の難民の人たちと知り 合いました。シェアハウスで一緒に生活した人か ら、幼いころに家族や友達を殺されて、難民キャ ンプで暮らしていた話をうかがいました。そうし た戦争の被害者の人たちと接し、生々しく辛い実



体験を聞いている内に、いろいろと考えさせられたのです。私が思ったのは、「いったん戦争が始まってしまえば、それを止めることは非常に難しい、だから、何よりも、戦争をしないという決断が大切なのだ」ということでした。そして、「戦争をしない」という決断をするためには、日本の憲法9条のような存在が非常に重要なのではないかと思い至りました。そうした思いから、何か、憲法9条の思想を世界中の国に広めるようなことができないかと考えるようになったのです。

- **S** そういったことをお一人で考え、実行に移した のですか?
- T そうですね。友人たちとの会話の中で、そのようなお話をしたことはありますが、ノーベル平和賞受賞のための活動は最初一人で始めました。でも、その後、9条にノーベル平和賞をという試みは以前にもアメリカの方などが行っておられたと知りました。
- S なるほど。ところで、鷹巣さん自身が実際に活動を始められたのは2013年のことだとうかがっていますが、始めることになった直接のきっかけは何だったのでしょうか?
- T ニュースで、2012年にEU(欧州共同体)がノーベル平和賞を受賞したということを知ったのがきっかけです。
- **S** 具体的にはどういうことですか?
- T EUの受賞のニュースを聞いた時、ノーベル賞は、実際の成果でしか評価されないということではなく、平和の理想に向けた活動を評価してくれるのだと思いました。ならば、平和のための理想を高く掲げた憲法9条こそはそれに相応しいのではないかと思ったのです。そして、憲法9条が受賞することができれば、世界中の人たちに憲法9条の存在を知ってもらえるわけで、憲法9条の考え方を世界に広めることができるのではないかと

考えました。

- S よくそのような発想に行きつきますね。
- T 私にも、幼い子供が二人いますから、とにかく 戦争を始めないためにどうしたらいいかという気 持ちで、そこを突き詰めたら、そういう結論にな りました。

実行委員会の設立

- **S** そう思いつかれて、どう行動したのですか?
- T 2013年の1月から、ノルウェー・ノーベル委員会にメールを送りました。
- **S** いきなりですか?
- T はい。
- **S** すごいですね。で、それに対する反応はありましたか?
- T いえ、まったく無反応でした。そうしたら、友人が、ネット署名という方法があると教えてくれたのです。私はやり方がよくわかっていなかったのですが、とりあえず試みに、ネット署名を立ち上げてみました。そうしたら、5日間で1342人の方々が賛同してくださいました。それで、その署名を2013年の5月に送ったのです。
- S 反応はありましたか?
- T はい。といっても、結論的には条件を満たしていなくてだめだったんですけど。
- **S** 条件というのはどのようなものですか?
- T 2013年の5月に届いた返事によりますと、「憲法自体は個人でも団体でもないので受賞対象ではない」ということと「2月1日までに推薦資格者からの推薦がないとだめだ」ということでした。
- **S** なるほど。それで、憲法が個人でも団体でもないという点はどうやってクリアしたんですか?
- T これはもう少し後のことですが、憲法は国民を 主権者としていますから、「日本国憲法9条を保持 する日本国民」を主体とすることでクリアできる のではないかと考えました。
- S では、推薦資格はどうだったんですか?
- T 国会議員や特定分野の大学教授、ノーベル平和 賞受賞者といった立場の方でないとそもそも推薦資 格がないのです。それすら知らなかったんですね。

- S そういった方にアプローチするのは大変ですね。
- T ええ、そこで、地元で開かれた9条の会の合同 学習会に行き、相談をしたのです。
- S それが、今回の実行委員会の立ち上げにつながっ たわけですか?
- T そうですね。あと、新聞に載った時に、実名であったため、誹謗中傷を受け、一人で活動をするのが、怖くなったということもありました。
- S 今は、インターネットなどで、匿名のバッシングや情報が簡単に広まるので、なおさら怖いですね。では、ここからは実行委員会の方にもお話に加わっていただきたいのですが、皆さんが活動に参加されることになったのはいつですか?
- 石垣(以下 I) 2013年の6月に行われた地元の9 条の会の合同学習会に鷹巣さんが来られて相談を 受けたのが最初です。まずは、地域の9条の会で 集まって話を聞いてみようという事になり8月18 日に集まりました。そして、その日に鷹巣さんか らの訴えを聞いて、参加者が共感して、実行委員 会を立ち上げようということになったのです。
- **S** 実際に立ち上げたのはいつですか?
- Ⅰ 8月29日です。
- **S** すごいですね。わずか10日余りで一気に実行委員会が出来てしまったんですか?
- I そうですね。趣旨に共鳴できたこともありますが、2月1日の受け付け締め切りから逆算すると時間が足りないのではないかということもあって、急いで始めないといけないという思いがありました。
- S 「鉄は熱い内に打て」ですね(笑)。石垣さんが 活動に加わられた動機はどのようなものですか?
- 1 私は長く教師をやっていて、平和教育を自分なりに実践してきました。退職後も平和運動に関わっていたのですが、どうしても年配の人が多くなってしまうので、鷹巣さんのお話をうかがって本当に勇気づけられました。ですので、改憲の動きを止めるためにできる限りのことをしたいと思い、実行委員会の立ち上げに関わることを決めました。

ノーベル平和賞の候補への道のり

S そこからの具体的な活動内容はどのようなもの

でしたか?

- 1 私たちは、みんなこういった運動の経験がないので、すべては手探りでした。署名活動やカンパ要請をしながら、推薦人の問題や受賞資格の問題等を内部で議論していました。
- **星野**(以下H) いろいろな場所で、活動の報告をしておりましたところ、11月ころになって、神戸の岩村義雄さんが、趣旨に賛同して「憲法9条をノーベル平和賞に推す神戸の会」を立ち上げてくださり、さらに、上智大学の光延一郎教授が推薦人になることをご承諾くださり、目途がつきました。
- S 推薦人の問題がクリアされたというわけですね。
- I もっとも、受賞するのが日本国民だとすると、 推薦人が日本人でいいのかという問題もあるので はないかという疑問も出ました。
- **S** なるほど。理屈としてはそういう考え方もあり そうですね。
- I ですが、この点も、ほどなく、外国人で推薦資格のある大学教授の人たちが推薦人になってくださるとの申し出があったので、結局、問題なくクリアできました。
- S 先ほど2月1日が期限ということでしたが、実際にノルウェー・ノーベル賞委員会に必要書類を 提出したのはいつですか?
- H 推薦状は、推薦人の先生がそれぞれにノルウェー・ノーベル委員会宛に送ってくださいました。しかし、この運動に多くの支持者がいることを伝えるために、1月20日に合計2万5000近い署名簿を一緒に送りました。
- **S** 8月の終わりが立ち上げということですから、 短期間でそれだけの署名が集まったんですか?
- H そうですね。先ほどの神戸の会もそうですが、 平和憲法の意義を高く評価している人たちが大勢 いるのだということを実感できる、反応の大きさ でしたね。
- I アンケートで寄せられた支援のお言葉の中にも、「憲法9条は世界の宝」「憲法9条は日本人の誇り」といったようなものが非常に多くありましたし、この運動についても、「有効な外交的アクション」だといった評価をいただいたりして、非常に勇気づけられました。

- S なるほど。今、憲法9条をなし崩し的に変えて しまおうという動きが急ですが、皆さんの発想は、 憲法9条を輸出して、その思想を活かすべきだと いう、まったく逆の方向性なのですね。
- I 今や、戦争を体験していない世代の人が多数派となっていますが、世界に目を向ければ、いつもどこかで戦争が起きています。神戸の会の世話人代表の岩村さんがおっしゃっていましたが、人類の4000年の歴史の中で、紛争がなかったのは、わずか147年だそうです。人類は戦争に明け暮れ、ずっと殺し合いをして来たのです。そして、それは今もあちこちで起きています。そうした戦争の体験を持つ人たちにとって、世界中の国家の基本法で「戦争をしない」「武力を持たない」と定めておくことは、非常に大きな歯止めになるわけで、それがひいては戦争を減らし、無くすことにつながるはずなのです。
- S おっしゃるとおりだと思います。ところで、ノルウェー・ノーベル賞の委員会からは、その後、どのような返事が来たのですか?



- 4月9日に、推薦を受理したという連絡が推薦人となってくださった大学教授の方からありました。
- S 推薦を受理したということは、条件を満たしているということを意味するのですか?
- H そうですね。推薦人の条件も満たしているし、 日本国民が受賞対象となるという条件も満たして いると委員会が判断したことになります。

- S 活動にもはずみがつきましたか?
- I それはもちろんです。より多くの賛同者を募って、この運動をもっともっと広げたいと思うようになりました。実際に、署名もさらに多く集まるようになり、9月までに40万人を突破しましたが、特に、7月の集団的自衛権の閣議決定以後はぐっと増えましたね。
- S やはり、憲法の手続すら無視するような方法で、 実質的に憲法9条を変えてしまおうという政府の やり方を見て、危機感を感じる人が増えたという ことなんでしょうね。
- T そう思います。私たちの活動は、憲法9条の理想、仕組みを世界に広め、戦争をなくしたいという思いによるものですが、同時に、憲法9条の唯一無二の存在価値がノーベル平和賞受賞という形で認められることで、より多くの日本国民が、憲法の素晴らしさに気が付き、憲法9条の価値を再認識してくれるのではないかという思いもありました。ですので、そうしたことに共感してくださる方が大勢いるということに勇気づけられる思いですね。

アジア平和賞の受賞

- S ノーベル平和賞の発表に先立ち、アジア平和賞 を受賞されたとうかがいましたが、この賞はどう いったものなのでしょうか?
- I これは、私たちの活動が、「マラヤWWⅡ歴史研究会」というマレーシアにある機関に伝わり、「戦後の平和主義国家日本の姿勢を守り通すことで、アジアの近隣諸国や世界からの信頼を確実なものにしようとする草の根の市民の活動」との評価をいただき、今年(2014年)の8月に受賞となったというものです。
- S 考えてみると、わずか1年余りの活動ですが、 ノーベル平和賞の候補になったことといい、実に 的を射た運動だったということなのでしょうね。
- H そう思います。

ノーベル平和賞の受賞を逃して

- S いよいよ、10月10日にノーベル平和賞の発表があり、残念ながら、2014年の受賞を逃す結果となりましたが、その時はどのようなお気持ちでしたか?
- T 別にがっかりしたというようなことはありませんでした。周囲では、最有力候補だというようなお話もあったようですが、9条の価値をより多くの人に理解してもらうための活動ですし、そういったことでいえば、十分に意義のある活動になっていると感じていました。
- S パキスタンのマララ・ユスフザイさんが受賞されたことについてはどう思いますか?
- T 戦争をなくすために、教育を受ける機会が保障されることの大切さを、17歳という若さで訴え、また、銃撃され、命を奪われかけたにもかかわらず、信念を持って教育の必要性を訴え続けている彼女は、ノーベル平和賞に相応しい方だと思いますし、心から応援したいと思っています。
- **S** それもまたおっしゃるとおりだと思いますね。 個人的には、憲法9条に受賞してほしいという気 持ちもありましたが。
- それは同感ですね。

これからの活動の課題

- **S** これからの活動は、どう進めて行かれるのですか?
- I もちろん、来年も、ノーベル平和賞の候補としていただけるよう、引き続き取り組んで行こうと思っています。こういった活動は、知ってもらい、継続して行くことが大切ですので。
- S 活動を続けて行く上での課題といったようなものはありますか?
- いろいろとあります。理論的な問題としては、 「日本国民」が受賞対象となるのだという捉え方に ついて、一部に強いバッシングがあったことは、 しっかり受け止めないといけないと思っています。
- **S** それはどういうことなのでしょう?
- Ⅰ つまり、「自分は日本国民だが、憲法9条を支持

しない。変えるべきだと思っている。なのに、勝 手に自分を加えるな。人権侵害だ」といったよう な批判です。

- **S** それについては、どのようにお考えですか?
- I 日本国憲法が制定されてから、戦後70年近くもの間、日本国民は、総体として、憲法9条を支持し、改憲には至らないで来たわけですから、そのような批判は的外れだと思っています。
- S おっしゃるとおりだと思います。戦後、自民党が自主憲法制定を掲げて来たけれど、結局、憲法9条の明文は変えられずに来たわけで、それは、国民が憲法9条を支持して来たからにほかならないといえますよね。
- I 今の安倍政権が、集団的自衛権を解釈改憲ということで閣議決定をしていることも、裏を返せば、 憲法96条の手続での改憲は難しいと考えたから だと思います。
- **S** なるほど。ほかにもありますか?
- そうですね。たとえば、自衛隊は軍隊であり、 憲法9条違反の実態を容認してしまっている日本 国民に受賞資格があるのかといったような批判も ありますね。
- **S** それについては、どのようにお考えですね。
- I 自衛隊については、おっしゃるとおりだと思います。しかし、それでも、日本という国が、戦後70年近くもの間、戦争をしない、他国に行って武力行使をしないでいられたのは、憲法9条があるおかげであり、かつて日本の軍隊に占領されたアジア諸国との関係で、一定の信頼を得られているのも、戦争をしないことを明文で定めた憲法9条の存在が大きいと思うのです。

- H 憲法9条は、間違いなく、アジアの平和や日本への信頼を高めることに貢献しているし、その9条を私たち日本人が変えないで保持し続けていることは、平和への貢献という意味で、ノーベル平和賞に相応しいと思います。
- S いろいろな考え方の人がいることは事実そのと おりだと思いますが、今お二人がおっしゃったよ うなことを丁寧に説明して行くことが大切なので しょうね。
- I そうですね。
- S それにしても思うのですが、神奈川県内のたったお一人の主婦の方の投じた一石が、このような形で広がっているということには、非常に感銘を受けます。あらためて、活動を振り返ってどうお感じになっておられますか?
- T そうですね。始める時は、こんな大きな運動に なるとは思っていなかったので、今でも信じられ ないような気持ちですね。
- I 鷹巣さんは、今でも変わらず、ごく普通の感覚を持った一主婦という方なのですが、やはり非常に豊かな感受性と行動力を併せ持っておられると思いますね。
- S 受賞されたマララ・ユスフザイさんもそうですが、一人で始めたことが、時に世界を大きく動かすことも出来るのだと気づかされます。今の日本は、本当に、きな臭くて、拳を振り上げる威勢のいい人間が支持されてしまうような危うさを感じますが、決してあきらめちゃいけないのだと勇気づけられます。これからも、憲法9条を護り、世界に広めるために、この実行委員会のご活躍を期待しております。どうもありがとうございました。

山木屋原発自死事件判決について

会員向川純平



1 はじめに

平成26年8月26日、福島地方裁判所は、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所における事故(以下「原発事故」)による自死被害者の遺族へ、損害賠償として約4900万円を支払うよう命じる判決(以下「本判決」)を言い渡しました。そして、東京電力は控訴を断念し、同年9月9日の経過をもって判決は確定しました。

この事案は、主として福島県いわき市で原発訴訟を行っている福島原発被害弁護団が受任した個別案件です。私も同弁護団員の一員として、この事件を担当することになりました(その他、神奈川県からは2名の弁護士が参加しました)。

2 事案の概要

Aさんは、福島県伊達郡川俣町山木屋地区にて、家族(夫と2人のお子さん。なお、ほかに首都圏に在住するお子さんがいます)、地域の人々と幸せに暮らしていました。しかし、平成23年3月11日の原発事故とそれに伴う避難(4月22日に計画的避難区域に指定)により、Aさんは、自宅や菜園、生業、家族との暮らしなど山木屋での豊かな生活すべてを一挙に奪われ情緒不安定となりました。7月1日、Aさんは夫と山木屋の自宅に一時帰宅中、自らにガソリンを付けて自死に至りました。

ご遺族は東電に対し、平成24年5月18日、福島地方裁判所において、Aの死亡慰謝料、逸失利益、ご遺族の固有の慰謝料等を損害として、総額約9100万円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

本件の請求は、民法709条に基づく請求と原子力 損害賠償法3条に基づく請求との選択併合としまし た。もっとも、迅速な被害救済の観点から、原賠法 の無過失責任による請求が事実上の主位請求であり、 損害論が中心的争点となりました。

3 判決の内容

本件の争点は、①原発事故と自死との因果関係② 心因的要因を理由とする素因減額の可否と割合③損 害額です。

(1) 原発事故と自死との因果関係について

因果関係については、①事故(原子炉の作用)→ 精神障がい(うつ状態)②精神障がい→自殺という 2段階の因果関係を判断し、①について、労災の 認定基準でも使用されている「ストレス一脆弱性 理論」及び、上記労災におけるストレス強度の評 価類型を用いて避難のストレスを判断しました。

そして、災害における避難は一般的にも避難住 民に強いストレスを与えるものであることを前提 にして、①Aさんにとっては、生活の場であるの みならず、家族を形成し、地域とのつながりを形 成する山木屋地区を失ったということは「多額の 財産を損失した又は突然大きな支出があった」と いう「強度Ⅲ」(上記労災認定基準において「人生 の中で希に経験するような強い心理社会的ストレ ス」と評価される類型)かそれ以上のストレスで ある②Aさんが夫とともに勤めていた農場が閉鎖 されたことは「退職を強要された」という「強度 Ⅲ」かそれ以上の強いストレスである③山木屋地 区がセシウム等の放射能に汚染され帰還の見通し が持てないことは「天災や火災などにあった又は 犯罪に巻き込まれた」という「強度Ⅲ」かそれ以 上のストレスである④その他、住宅ローンの支払 いが残っていることのストレス、避難先の住環境 の違いによるストレスを認定しました。

そして、本判決は、これらの相当に強いストレ

ス要因に、短期間に次々に遭遇することを余儀無くされることは健康状態に異常のない通常人にとっても過酷な経験であるとして、これらの出来事がAさんをうつ状態にしたと認定し、Aさんに心身症という脆弱性があると認定しながらも、その心身症はストレスを増幅する効果をもたらしたにすぎないとして、原発事故とAさんの自死との因果関係を認定するに至りました。

(2) 心因的要因を理由とする素因減額の可否と割合

本判決は、原発自死事案においても、民法722 条2項の過失相殺規定を類推適用し、被害者の心 因的要因が損害拡大に寄与している場合には損害 額の減額が可能であるとしました。

そして、原発事故における避難者の多くがストレスを抱えながらも自死には至らないことから、Aさんの自死は原発事故により生じる通常の結果を超えており、個体の脆弱性が影響しているものとして減額は免れないとしました。一方で、Aさんが受けた上記過酷な経験からすれば、その個体の脆弱性を適切に斟酌しても、原発事故が自死の準備状態の形成に寄与した割合は8割(2割の素因減額)であると認定しました。

(3) 損害額

本判決は、Aさんが被った損害として、慰謝料、 逸失利益、ご遺族が被った損害として固有の慰謝 料、葬儀費用、弁護士費用を認め、その8割を認 容額としました。

4 判決の評価

(1) 包括的平穏生活権

本判決は、原発事故における自死事案に関する初めての判決です。事実認定としては、Aさんの避難前後の生活状況を詳細に見つめてこれを拾い上げ、原発事故における避難、ふるさと喪失が、いかに過酷な体験であり、自死という痛ましい被害結果をもたらしうるものであったことを示しており、評価できるものです。

この事実認定の基礎にあるのは、人ひとりのまる ごとの生活がいかに守られるべきか、そして、それを根こそぎ奪っていく原発事故がいかに深刻で、 罪深いことであったかという裁判所の姿勢です。

本判決は、詳細なAさんの生活史から「Aにとって山木屋やそこに建築した自宅は、単に生まれ育った場や生活の場としての意味だけではなく、(夫)と共に家族としての共同体をつくり上げ、家族の基盤をつくり、A自身が最も平穏に生活をすることができる場所であったとともに、密接な地域社会とのつながりを形成し、家族以外との交流を持つ場所でもあったということができる。」と認定して、Aさんの生がふるさとに根付いていることを示しました。そして、原発事故により、Aさんが「生活の基盤ともいうべきもの全てを相当期間にわたって失った」として、そのストレスの過酷性を認めました。

最終的には、Aさんが本件事故発生までの約58年にわたり、山木屋で生活を1年1年積み重ねてきたことを「法的保護に値する利益」と明記し、Aさんの上記利益の核心は、「ただ、子や孫、地域の友人、(夫)に囲まれた、Aが望む山木屋での静かな暮らしをそのまま続けたいというものにほかならない。」と判示しています。

以上のような法的利益が失われていったことは 本件のみならず、すべての被害者に共通するもの です。この「法的保護に値する利益」の内容の具 体化及び分析は今後の発展を待つことになります が、現時点においては、「包括的平穏生活権」と名 付けられるといえると思います。すなわち、「本件 原子力事故(「…作用等」)によって侵害された法益 は、地域における平穏な日常生活をおくることが できる生活利益そのものであることから、生存権、 身体的日精神的人格権ーそこには身体権に接続し た平穏生活権も含まれる一および財産権を包摂し た「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害 されたケースとして考える」ことができると思わ れます(淡路剛久「法律時報」2014年4月号(86 巻4号)・「『包括的生活利益としての平穏生活権』 の侵害と損害一福島原発事故賠償問題研究会・連 載の序論を兼ねて」)。

言うまでもないことですが、このような包括的 平穏生活権は憲法13条の個人の尊厳、幸福追求権 に根ざしたものです。原発事故が重大な人権問題

たるゆえんです。

(2) 本判決の課題

一方で、本判決には課題もあります。本件が民法709条の過失責任を争点にしていないことも影響していますが、因果関係論(賠償の範囲論)は、従来の通説である相当因果関係論を踏襲するにとどまり、未曾有の公害たる本件原発事故の特殊性については踏み込んでいません。なお、本判決において、原発事故により自死に至る者がいることを東電は予見可能であったという記載もありますが、これはいわゆる民法416条2項の類推適用における予見可能性の判断としてのものでしょう。損害の予見可能性は、賠償を制限的にするおそれも孕んでいます。

また、本判決では、従来の「ストレスー脆弱性 理論」による判断枠組みでの事実認定を行ってい ますが、本件はともかく、全ての事案で原発事故 の全面的被害を正しく捉えきれるかどうか疑問で あり、事案によっては大幅な素因減額を生んでし まう可能性もあります。

さらに、本判決は、医師の診断もないままにA さんを心身症と一方的に認定しており、この部分に関しては疑問が残ります。そもそも、原発事故の特殊性は、地域社会に暮らしていた人々を老若男女問わずー子ども、高齢者、障がいある人、外国人その他のマイノリティの人々も含めて一必然的に巻き込むところにあります。それは原子炉事



自死の現場

業者にとって容易に予見可能です。そのような原 発事故において、なぜ「個体の脆弱性」をもっ て、被害者が損害の一部を負担しなければならな いのか。今後の検討課題です。

5 地裁判決から判決確定へ

判決の2日後である8月28日、夫と弁護団、支援者らは、東電本社に訪問し、控訴断念の申し入れ及び協議を行いました。その後、東電側代理人から控訴断念の申し入れがあり、9月8日、東電原子力補償相談室長らが山木屋の自宅を訪れ、仏壇の前で焼香をあげ、Aさんと遺族に謝罪をしました。翌9日の経過により本判決は確定しました。

Aさんは帰ってきませんが、夫は東電の謝罪を「誠意ある言葉と受け止めた」として、本件はひとつの落着を迎えました。

重要なのは、本件を原発賠償事案のひとつの事例 判決にとどまらせてはいけないということです。東 電は、8月28日の協議に、福島から来た支援者(原 発事故の被害者でもある)らを協議に入れることに、 「当事者ではない」と強く拒否し、弁護団の抗議によ り参加を受け入れたという経緯がありました。この ような東電の姿勢からは、本件を「個別特殊事例」 に落とし込もうとする意図もうかがえます。

原発事故は、広範かつ多数の住民に対し、甚大かつ多種多様の被害をもたらしました。しかし、その被害態様は完全な「個別」ではなく、ふるさとの喪失、包括的平穏生活権の毀損等の法的侵害として共通するものです。現在、原発被害者を原告とする多くの集団訴訟が全国の裁判所に係属しています。神奈川県においても、約150名の横浜弁護士会会員が「福島原発被害者支援かながわ弁護団」を結成し、神奈川における原発被害者の救済にあたっています。

今後も、被害者全体及び各弁護団が連帯し、包括 的な生活利益の救済に向けて立ち向かっていくこと が求められています。

以上

2014人権擁護委員会の活動

横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長 佐 藤 昌 樹



1 「基本的人権の擁護と社会正義の 実現」

今時流行らないような真っ当なこの言葉は、弁護士の使命として弁護士法1条に掲げられた文言です。このように与えられた弁護士の使命が、弁護士が社会から信頼される存在となっていることを、私たちは自覚しなければなりません。ですから、多少の気恥ずかしさを抑えて、あえて言っておきます。「私たち弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています!」

もちろん個々の弁護士が日々の事件を扱う中でも こうした使命を果たすことはできますし、多くの弁 護士が実際に人権擁護の活動に取り組んでいます。 そして、弁護士会においても、様々な基本的人権の 擁護のため、様々な委員会が活動しています。刑事 被疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそ うですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権 利や高齢者・障がい者の権利を守る委員会など、そ れぞれの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるでしょう。具体的な活動としては2種類、一つは人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。もう一つは、様々な人権課題についての調査・研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。

2 人権救済申立事件と警告事案

(1) 人権救済活動とは

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄

せられています。申立件数は、以前は年間80件を超えたこともありましたが、2011年度は41件、2013年度は38件と、ここ数年は年間40件程度で、2014年度も、10月末時点で21件となっています。

横浜弁護士会に対して申し立てられる事案の相手方として最も多いのは横浜刑務所です。その他、神奈川県警も多く、マスコミや学校、福祉施設なども相手方となることがあります。

人権救済申立を受け付けると、その必要がある と判断した場合には原則3名の委員で構成される 事件委員会を組織し、調査を行います。そして調 査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として 何らかの措置をすべきと判断したときは、横浜弁 護士会常議員会の承認を経て、警告・勧告等の意 見を相手方に表明します。

2014年1月以降では、神奈川県警や複数の警察官に対し、以下の警告を発しました。

(2) 警察官の違法捜査&裁判所での偽証に警告!

もともとの事件は、2009年(平成21年)12月25 日未明の、ドン・キホーテ東名横浜インター店の 駐車場で発生しました。同日午前1時53分ころ、 「後部ドアを全開にしたまま、運転者が乗ってどこ かへ行ってしまい、ハリアーが置き去りにされて いる | という110番通報があり、神奈川県警緑警 察署の警察官3名が、現場へ向かいました。そこ には確かに運転者がいないハリアーがあり、警察 官は、所有者又は使用者の特定につながる物品を 見つけようと、ハリアーの車内を探すことにしま した。警察官の1人が、運転席のドア内側サイド ポケット内に黒色のポーチが入っているのを発見 し、ファスナーを開けて中を見ると、そこには注 射器数本と覚せい剤様の粉末が入ったビニール袋 数枚が入っていました。警察官は、「覚せい剤事件 の証拠品に指紋がつくのはまずい」と考えて、そ

のままポーチを元の場所に戻しました。

警察官は、覚せい剤様の粉末が発見されたことを緑警察署に報告し、令状をとってハリアーを引き上げる方向で話を進めるから、しばらく現場でハリアーを見張るように指示を受けました。

同日午前3時15分ころ、駐車場にAさんほか数名が現れたので、警察官は職務質問のために声をかけました。するとAさんは走り出し、ほか数名も自動車で本件駐車場から走り去りました。警察官達は、Aさんに追いつき、Aさんの背後からその左肩と右手首を掴み、Aさんが手を振りほどこうとしたので、さらにAさんの右手を後ろ手にし、手の甲を背中の辺りに押し当てるように捻り上げました。そして座り込んで「逃げないから手を離してくれ」とAさんが言っても、警察官がAさんの右手を後ろ手にしたまま離さず、そのまま職務質問を開始しました。

警察官達は、警察車両にAさんを乗せて質問を行おうと考え、2人で両側からAさんの腕を掴んで、警察車両まで連れて行きました。そこで警察官はAさんに警察車両に乗るように10分程度説得したのですが、Aさんは応じませんでした。結局、警察官の1人が警察車両の中からAさんを引っ張って席に座らせ、そのまま午前4時30分ころまで、1時間以上Aさんを警察車両内に留め置いたのです。この時点で、Aさんが自傷行為や他害行為に及んでいたわけではありませんし、盗難などの具体的な犯罪の嫌疑があったわけでもなかったのにです。またこのとき、既に発見していた車内の覚せい剤に関する質問も一切しませんでした。

午前4時30分ころになり、もう1人の警察官が 駐車場に到着しました。新しく来た警察官は、A さんにハリアーが誰のものかなどについて質問し た後(この質問に対しさんは「友人のもの」と答え ています)、ハリアー車内の任意捜査を始めまし た。実はこの警察官は、既に運転席部分に覚せい 剤があるという報告を受けていたのですが、後部 荷台部分から探し始め、次いで後部座席中辺、助 手席周辺を探した後、最後に運転席ドアを開け、 ドアポケット内に入っていたポーチを開けて、覚 せい剤様の粉末を「発見」しました。そしてAさ んを覚せい剤所持の嫌疑で現行犯逮捕したのです。

事実は以上の経緯なのですが、警察官が作成した現行犯人逮捕手続書には、最初に110番通報を受けて駐車場に到着した直後に車内の検索を行ったことや、逃走しようとするAさんの腕を背中に押しつけた事実などは記載されませんでした。逆に、Aさんを警察車両に乗せる際に同意を得たとか、新たな警察官が到着した後の検索で覚せい剤が発見されたなど、内容虚偽の記載がなされていました。

さらに、Aさんに対する覚せい剤取締法違反について起訴され裁判が始まり、その公判廷で、以上の逮捕時にいた警察官が証人として証言をしました。この証言で、警察官らは、Aさんの右手を背中に押し当てたことはないとか、Aさんは自分から警察車両に乗り込んだとか、Aさんは2回目の検索前にハリアーが自分のものであると認めていたなどと、事実に反する証言をしたのです。

以上の事実の中で、警察官らの行為は何が問題 なのでしょうか。まず、Aさんの右手を後ろ手に 捻り上げ、背中に押しつけるようにし、その後警 察車両に無理に乗車させて1時間以上留め置いた 行為は、逮捕の条件がないにもかかわらず、実質 的な逮捕をしたものであり、Aさんの身体及びそ の自由に対する重大な人権侵害行為です。また令 状もなく、捜索の必要性・緊急性、被疑者の同意 もない中でハリアーを検索したことも、違法な捜 査と言わざるを得ません。そして、そのような違 法な捜査の状況や覚せい剤を発見した経緯につい て虚偽の事実を記載した現行犯人逮捕手続書を作 成したこと、裁判所で事実に反する証言をしたこ とは、いずれも無令状での検索や実質逮捕という 重大な違法を隠蔽するためのものであり、Aさん の適正な刑事手続を受ける権利等を侵害し、ひい てはAさんが誤った事実に基づき有罪の判決を受 ける危険を生じさせるものであって、これも重大 な人権侵害行為であったものと判断されます。

そこで当会としては、今後は刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に則り、犯罪捜査において令状主義の精神を遵守し、被疑者の身体に不当な傷害結果を与えるような捜査を断じて行わないとともに、一

のままポーチを元の場所に戻しました。

警察官は、覚せい剤様の粉末が発見されたことを緑警察署に報告し、令状をとってハリアーを引き上げる方向で話を進めるから、しばらく現場でハリアーを見張るように指示を受けました。

同日午前3時15分ころ、駐車場にAさんほか数名が現れたので、警察官は職務質問のために声をかけました。するとAさんは走り出し、ほか数名も自動車で本件駐車場から走り去りました。警察官達は、Aさんに追いつき、Aさんの背後からその左肩と右手首を掴み、Aさんが手を振りほどこうとしたので、さらにAさんの右手を後ろ手にし、手の甲を背中の辺りに押し当てるように捻り上げました。そして座り込んで「逃げないから手を離してくれ」とAさんが言っても、警察官がAさんの右手を後ろ手にしたまま離さず、そのまま職務質問を開始しました。

警察官達は、警察車両にAさんを乗せて質問を行おうと考え、2人で両側からAさんの腕を掴んで、警察車両まで連れて行きました。そこで警察官はAさんに警察車両に乗るように10分程度説得したのですが、Aさんは応じませんでした。結局、警察官の1人が警察車両の中からAさんを引っ張って席に座らせ、そのまま午前4時30分ころまで、1時間以上Aさんを警察車両内に留め置いたのです。この時点で、Aさんが自傷行為や他害行為に及んでいたわけではありませんし、盗難などの具体的な犯罪の嫌疑があったわけでもなかったのにです。またこのとき、既に発見していた車内の覚せい剤に関する質問も一切しませんでした。

午前4時30分ころになり、もう1人の警察官が 駐車場に到着しました。新しく来た警察官は、A さんにハリアーが誰のものかなどについて質問し た後(この質問に対しさんは「友人のもの」と答え ています)、ハリアー車内の任意捜査を始めまし た。実はこの警察官は、既に運転席部分に覚せい 剤があるという報告を受けていたのですが、後部 荷台部分から探し始め、次いで後部座席中辺、助 手席周辺を探した後、最後に運転席ドアを開け、 ドアポケット内に入っていたポーチを開けて、覚 せい剤様の粉末を「発見」しました。そしてAさ んを覚せい剤所持の嫌疑で現行犯逮捕したのです。

事実は以上の経緯なのですが、警察官が作成した現行犯人逮捕手続書には、最初に110番通報を受けて駐車場に到着した直後に車内の検索を行ったことや、逃走しようとするAさんの腕を背中に押しつけた事実などは記載されませんでした。逆に、Aさんを警察車両に乗せる際に同意を得たとか、新たな警察官が到着した後の検索で覚せい剤が発見されたなど、内容虚偽の記載がなされていました。

さらに、Aさんに対する覚せい剤取締法違反について起訴され裁判が始まり、その公判廷で、以上の逮捕時にいた警察官が証人として証言をしました。この証言で、警察官らは、Aさんの右手を背中に押し当てたことはないとか、Aさんは自分から警察車両に乗り込んだとか、Aさんは2回目の検索前にハリアーが自分のものであると認めていたなどと、事実に反する証言をしたのです。

以上の事実の中で、警察官らの行為は何が問題 なのでしょうか。まず、Aさんの右手を後ろ手に 捻り上げ、背中に押しつけるようにし、その後警 察車両に無理に乗車させて1時間以上留め置いた 行為は、逮捕の条件がないにもかかわらず、実質 的な逮捕をしたものであり、Aさんの身体及びそ の自由に対する重大な人権侵害行為です。また令 状もなく、捜索の必要性・緊急性、被疑者の同意 もない中でハリアーを検索したことも、違法な捜 査と言わざるを得ません。そして、そのような違 法な捜査の状況や覚せい剤を発見した経緯につい て虚偽の事実を記載した現行犯人逮捕手続書を作 成したこと、裁判所で事実に反する証言をしたこ とは、いずれも無令状での検索や実質逮捕という 重大な違法を隠蔽するためのものであり、Aさん の適正な刑事手続を受ける権利等を侵害し、ひい てはAさんが誤った事実に基づき有罪の判決を受 ける危険を生じさせるものであって、これも重大 な人権侵害行為であったものと判断されます。

そこで当会としては、今後は刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に則り、犯罪捜査において令状主義の精神を遵守し、被疑者の身体に不当な傷害結果を与えるような捜査を断じて行わないとともに、一

度なされた違法行為を隠蔽するような行為は言語 道断であることを銘記し、今後同じような違法捜 査や隠匿行為を行わないよう再発防止策を講ずる よう警告を発することにしました。

3 各種人権課題への取組

- (1) 安倍自民党政権のもと、集団的自衛権行使を容認する閣議決定など、憲法に関する状況は大きく動いています。別稿でも取り上げられていますが、当委員会は、横浜弁護士会の憲法問題協議会などと共催で、市民県民とともに憲法について考える企画を行い、パレードやビラまきなど、様々な活動を行ってきました。
- (2) 人権擁護委員会の中に、様々な人権課題について専門に調査・研究するため、以下の5つの部会を設けています。
 - ①両性の平等に関する部会(DV問題、110番活動)
 - ②憲法問題及び基地問題調査研究部会(憲法改正問題、神奈川の基地問題)
 - ③外国人の人権に関する部会(入管実務、難民援助、 外国人相談)

- ④働く人の権利に関する部会(労働審判、働く人相 談、110番活動)
- ⑤医療と人権部会(医療に関する問題) 2014年に、これらの部会が中心となって行った活動のいくつかを紹介しておきます。
- 2月22日 シンポジウム「ブラック企業と若者 の自殺」

講師:NPO法人POSSE代表今野春貴氏、 嶋崎量会員

- 東京入国管理局横浜支局における出張法律相談会
- 6月24日 女性の権利110番
- 大学の就職部に対する就職活動の労働問題調査 と神奈川県内の大学就職課との協議会(6月27日)
- 『学校法人神奈川朝鮮学園に通う児童・生徒に対して、他の外国人学校に通う児童・生徒と同様に、補助金を交付することを求める会長声明』 への働きかけ
- 10月21日 シンポジウム「労働法制『規制緩和』に強く反対する集会 ~ブラック企業合法 化を食い止めよう」

編集後記

今年も憲法問題が主テーマとなりましたが、毎年のように憲法を取り上げざるを得ない今の状況に強い危惧を抱きます。中でも集団的自衛権行使容認の閣議決定は、侵略戦争の反省に立ち、「戦争をしない国」であった日本を、憲法の仕組みを踏みにじって、「戦争が出来る国」に変えようとするもので、このままでは未来に禍根を残すことになります。特定秘密保護法で国民の耳や目を塞ぎ、原発再稼働や武器輸出規制の緩和で原子カムラや軍需産業を喜ばせようとする今の政権のやり方には空恐ろしさを感じます。アベノミクスも未来の財源を先食いして強者のみに利益をもたらすもので、格差を極端なまでに拡大させる愚策です。人権かながわで憲法を取り上げないで済むような世の中にするために、一人一人が立ち上がって行動しなくてはと今ほど強く思うことはありませ

ん。その意味で、憲法9条にノーベル賞をと立ち上がった神奈川県内の一主婦の方の勇気と行動力には感銘を覚えます。一人の発想と行動が世界を変えることだってできるということを教えてくれました。最後に、たちかぜいじめ自殺事件の記事の中の掲載写真を紹介させてください。完全勝訴の垂れ幕を手にしているのは当会の阪田勝彦弁護士です。彼は2014年12月12日にすい臓がんで41歳という若さで帰らぬ人となりました。本当に感性豊かで、熱い心でアスベスト事件等の人権問題や憲法を守るための活動に取り組んでいました。当会にとっても彼を失ったことは、あまりに辛く寂しいことですが、志半ばで倒れた彼の想いを引き継いで諦めずに頑張って行かなければと思っています。